

2024年9月30日

会員各位

PGMプロパティーズ株式会社  
玉造ゴルフ倶楽部  
支配人 毛利 勇寛

プレー予約におけるキャンセル料改定及びハーフプレー料金の追加  
及び入会条件等の変更に伴う会則一部変更のお知らせ

謹啓 清秋の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当倶楽部に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、2024年9月28日に開催された理事会において、プレー予約のキャンセル料を改定することが承認されました。それに伴いハーフプレー料金の表示を追加及び入会条件等の変更、ゴルフ場利用税の表示変更をさせていただくことになりましたので、お知らせいたします。

キャンセル料の改定に伴う会則一部変更の内容及び効力発生日等については、下記をご確認くださいようお願い申し上げます。

会員の皆様に快適な倶楽部ライフを楽しんでいただけるゴルフ場を目指して参りますので、何卒ご理解賜り、今後共ご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

謹白

1. キャンセル料改定

1) 改定理由

以前より会員様からプレーのご希望を多数いただいている中、早期にプレーの予約を押さえていながら、プレー日の1週間前から前日までの直前にご予約をキャンセルされる方が依然として見受けられるため、会員様のご要望にお応えしかねる状況が続いております。多くの会員様にプレーをお楽しみいただき、プレー機会の損失を減らすため、キャンセル料を改定することにいたしました。

2) キャンセル料の内容

【2組以下/1組当たり】

プレー日当日含む7日前より土日祝日 8,000円

(例) 2025/2/1(土)のキャンセル料はプレー当日含む7日前の2025/1/26(日)より発生いたします。

**【3組以上/1組当たり】**

プレー当日含む14日前より土日祝日 8,000円

**【1人予約/組合せ枠】開催決定後（プレー前日の正午以降）**

平日 1,000円 土日祝日 2,000円

**【免責】**

- ・ゴルフ場がクローズした場合、キャンセル料は発生しません。

**【その他】**

- ・無連絡キャンセルの場合は全日予約時料金の100%×人数分を申し受けます。
- ・ハーフプレーはキャンセル料対象外となりますが、事前にご連絡をお願いいたします。
- ・キャンセル料は予約代表者様に対しSMS等を通じてご請求いたします。
- ・キャンセル料発生タイミング以降の日程変更や組数減は、免責事由にはなりません。
- ・以下期間の平日におけるキャンセル料は土日祝日扱いとなります。

※GW（昭和の日と憲法記念日の間）、お盆（8/12～8/15）、年末年始（12/28～1/4）

2. ハーフプレー料金の追加

1) 設定理由

会員様プレースタイルとして1ラウンドの他、ハーフプレーを提供してきましたが、会則別紙4-①と別紙4-②「会員プレー料金」に記載が漏れていたため、「会則 別紙4-①別紙4-②新旧対象表」のとおり、早朝・薄暮のハーフプレー料金を追加いたしました。

2) ハーフプレーフィ（早朝・薄暮）

捻木コース

- ・正会員 月曜から金曜 2,750円
- ・正会員 土曜 3,850円
- ・正会員 日祝日 3,850円
- ・平日会員 月曜から金曜 2,750円

※記載料金は、消費税込（ゴルフ場利用税を除く）となります。

若海コース

- ・正会員 月曜から金曜 2,200円
- ・正会員 土曜 3,300円
- ・正会員 日祝日 3,300円
- ・平日会員 月曜から金曜 2,200円

※記載料金は、消費税込（ゴルフ場利用税を除く）となります。

### 3. 入会条件の変更について

変更理由)

現行、入会条件として「会員1名の推薦があり、当該推薦人に年会費未払い等の問題がないこと」と、名義変更入会条件として「正会員1名の推薦があること」と定めておりますが、推薦人がいない場合は、面談にて人物本位の入会審査とさせていただき推薦人を免除していることから、入会条件の推薦人条項は削除させていただきます。

### 4. ゴルフ場利用税の表示変更について

変更理由)

現在、当倶楽部の会則別紙4-①「会員プレー料金」にゴルフ場利用税450円、4-②「会員プレー料金」にはゴルフ場利用税400円と表示しております。しかしながら、ゴルフ場利用税は茨城県の県税であり、ホール数・ビジター利用料金等に基づき茨城県が定める等級により適用税率が決定されることから、ビジター利用料金の変動に伴いゴルフ場利用税も変動いたします。従いまして、ゴルフ場利用税の会則への金額表示を止めてゴルフ場館内のフロント横に掲示の金額とさせていただきます。

#### 【会則改定日とキャンセル規定適用開始日】

会則改定日は2024年11月1日、キャンセル料の発生は2025年2月1日のプレーより適用となります。

#### 【会則一部変更】

キャンセル料の改定に伴い、会則別紙4-③「キャンセル規定」を上記1.2)のとおり設定いたします。また、別紙4-①、別紙4-②「会員プレー料金」に定めるキャンセル料は、別紙4-③「キャンセル規定」に変更になるため、削除いたします。

また、早朝・薄暮のハーフプレー料金を会則別紙4-①と別紙4-②に記載いたしました。

また、若海コースのキャディ付きプレーは実施しておりませんので、会則別紙4-②「会員プレー料金」のキャディ料及び追加ハーフキャディ料の記載を削除いたします。

入会条件の変更に伴い、会則別紙1と別紙2の各条件3.の推薦人に係る条件を削除し、必要書類の①入会申込書「申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要」を削除させていただきます。

ゴルフ場利用税の表示変更に伴い、会則別紙4-①と別紙4-②にゴルフ場館内フロント横に掲示し、告知を記載いたしました。

会則変更箇所の詳細につきましては、会則別紙1、別紙2、別紙4-①、別紙4-②、

別紙4-③の新旧対照表及び改定後の会則本文（会則本文の改定日が2024年11月1日になります。）を同封いたしますと共に、倶楽部ハウス内の掲示及びホームページ上にも開示いたしますので、内容をご確認頂けますようお願い申し上げます。

以上

**【本件に関するお問い合わせ先】**

〒311-3503 茨城県行方市捻木 724

玉造ゴルフ倶楽部 捻木コース

電話 0299-55-3000

※今回のお知らせは、2024年9月1日時点で、弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただいております。お知らせ受領時に会員権の譲渡や退会等されている場合は、ご容赦のほどお願い申し上げます。